

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月2日

南越前町長 仲倉 典克

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

土地・家屋登記課税連携システム用機器購入

#### (2) 納入場所

南越前町 今庄 地係

※南越前町情報化設備管理施設の既設サーバラック内に設置

#### (3) 概要

土地・家屋登記課税連携システムで使用するサーバ及び無停電装置の購入、設置（その他詳細は仕様書による）

#### (4) 納期限

令和8年2月28日

#### (5) 設計額

1,260,000円（税抜き）

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと（更生計画又は再生計画の認可がなされている場合を除く）。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 現に南越前町の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 令和5・6・7年度南越前町入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (6) 平成27年度以降、国又は地方公共団体が発注した、契約金額800千円（税込み）以上の行政事務に係るサーバ設備の導入業務を元請として履行（完了）した実績を有する者であること。なお、購入又はリース（総額）を問わないが、リースの場合は、本公告時点において3年以上を経過している契約であること。

### 3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和7年12月2日（火）から令和7年12月9日（火）まで  
（土、日、祝日を除く。）

- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（令和7年12月9日（火）は正午まで）
- (3) 提出先 南越前町総務課（17 問い合わせ先を参照）
- (4) 提出方法 持参及び郵送（ただし、郵送による提出の場合は、書留郵便とする。）
- (5) 提出書類 ア 入札参加資格申請書（別紙様式1）  
イ 2（6）の同種、同等程度の業務実績が確認できる書類（別紙様式2）

(6) 入札参加資格の有無

入札参加資格有無について、令和7年12月10日（水）午後5時までに電子メール又は電話で連絡し、後日、結果通知書を送付する。

4 質疑

(1) 入札に関して質疑がある場合は、町指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、南越前町総務課（入札担当）へ電子メールにて提出し、電話連絡をすること。

ア 質疑提出期間 令和7年12月2日（火）から令和7年12月11日（木）正午まで

イ 質疑提出電子メールアドレス kouji@town.minamiechizen.lg.jp

(2) 質疑に対する回答は、令和7年12月15日（月）午後5時までにホームページで行う。

5 設計図書等の閲覧期間

設計図書等の閲覧は、南越前町ホームページにおいて、公告日から令和7年12月17日（水）午後5時まで可能とする。

6 入札（開札）日時、場所及び入札方法

(1) 開札日時 令和7年12月18日（木）13時30分

(2) 開札場所 南越前町役場 別館 第6会議室

(3) 入札の方法 郵便入札

(4) 入札書提出期限 令和7年12月17日（水）午後5時 ※到達期限であり、持参も可

(5) その他 南越前町郵便入札実施要領及び南越前町郵便入札の手引きによる。

7 予定価格 公表しない

8 最低制限価格 設けない

9 入札保証金 免除

10 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他の入札必要事項

入札参加者は、入札公告及び南越前町ホームページに記載されている入札・契約に関する要領及び留意事項等を熟読し、遵守の上、入札に参加しなければならない。

12 入札の取り止め等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本町の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 南越前町財務規則及びその他入札に関する条件に違反した入札

14 支払に関する事項

- (1) 前金払 無し
- (2) その他 支払方法は受託者から適切な支払請求書を受けた日から30日以内に支払うものとし、支払時期及びその他詳細は仕様書によるものとする。

15 契約に関する事項

- (1) 町様式にて契約書を作成する。
- (2) 契約保証金 要（契約金額の100分の10）

16 その他

- (1) 入札に係る費用はすべて入札参加者の負担とする。
- (2) 本入札において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、問合せするか町ホームページで確認すること。

17 問い合わせ先（入札書提出先）

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1 南越前町役場総務課 入札担当  
電話 0778-47-8010 メールアドレス [kouji@town.minamiechizen.lg.jp](mailto:kouji@town.minamiechizen.lg.jp)